指定認知症対応型通所介護兼介護予防
認知症対応型通所介護事業所

運営規程

府中市立あさひ苑
高齢者在宅サービスセンター

社会福祉法人多摩同胞会

府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター
指定認知症対応型通所介護運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人多摩同胞会が指定管理する府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という。）及び指定介護予防認知症対応型通所介護の事業（以下「予防事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持、向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

２　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

３　予防事業については、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うこととする。

４　前３項のほか、老人福祉法の理念と介護保険法に基づく「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定介護予防地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準」並びに「府中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則」（以下「基準」という）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称　府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター

(2) 所在地　東京都府中市朝日町３丁目１７番地の１

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所は、基準に示された所定の職員を満たした上で、次のように配置するものとする。ただし、法令に基づき、兼務する事ができるものとする。

(1) 管理者　１名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 職員　生活相談員　１名

生活相談員は利用者の生活全般、利用に関しての相談を受け、通所介護計画書に

基づき、関係機関と密に連携を図り、利用者、家族支援を行う。

介護職員　１名

介護員は利用者の心身の状態を把握し、計画に沿った支援に努める。

看護職員　１名

看護職員は利用者の健康状態の把握に努め、健康に関する相談等を受ける。

以上の職員は、事業又は予防事業の業務に当たる。

(3) 機能訓練指導員　１名

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止すること及び残存機能の維持向上するための訓練指導、助言を行う。

2　前項に定めるもののほかに、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

3　職員別配置の詳細は、認知症対応型通所介護職員配置（年度版）【別紙１の１】及び介護予防認知症対応型通所介護職員配置（年度版）【別紙１の２】に定め、重要事項説明書により説明する。

4　介護保険法改正に伴う職員体制及び担当者変更の場合は、認知症対応型通所介護職員配置（年度版）及び介護予防認知症対応型通所介護職員配置（年度版）のみ変更することができるものとする。

(営業日及び営業時間)

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、日曜日及び年始の３日間を除き、毎日とする。

(2) 営業時間は、午前８時３０分から午後８時００分までとする。

(3) サービス提供時間は、午前９時１５分から午後５時３０分までとする。

(利用定員)

第６条　事業所の利用定員は、１日１２名とする。

(事業の内容)

第７条　事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 認知症状の程度により、症状にあわせた支援及びサービスを提供する。

① 場所の案内や、移動場所への声掛けや誘導

② 利用者の認知症状にあわせた活動の提供

・レクリエーション

・グループワーク

・体操

・機能訓練

・行事活動

・調理活動（日常生活動作訓練）

・外出活動（日常生活動作訓練）

・休養、養護

(2) 日常生活動作の程度に応じた身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供する。

① 適宜・随時の排泄介助
② 家庭における入浴が困難な利用者に対して、入浴サービスの提供
③ 移動・移乗の介助
④ 食事摂取の介助
⑤ 通院等の介助その他必要な身体の介護

(3) 昼食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
① 準備、後始末
② 食事摂取量の確認

(4) その他必要な食事を用意する。

(5) 送迎を必要とする利用者に対して、必要な支援及びサービスを提供する。
① 移動・移乗動作の介助
② 車両による送迎

(6) 家族支援として、利用者の認知症状の安定に必要とされる支援をする。
① 活動の様子・食事量・排泄の有無など活動状況の報告
② 家庭での様子や習慣を踏まえた利用者対応及び活動の提供

(7) 利用者及びその家族の日常生活における身上、認知症ケア・介護等に関する相談及び助言をする。
① 生活、身上、認知症ケア・介護に関する相談、助言
② その他必要な相談、助言

(予防事業の内容)

第８条　予防事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者の介護予防に関する理解を支援し、介護予防目標の自己実現への意欲向上を支える。

(2) 介護予防支援事業者が作成する介護予防サービス計画に基づき、利用者の認知症状等に必要なプログラムに参加するよう支援する。

(利用契約)

第９条　事業又は予防事業の提供の開始に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族等に対して面談の上、サービス利用契約書の内容に関する説明と、それぞれの重要事項説明書の説明を行い、利用者及び家族の同意の下に利用契約を締結するものとする。

(介護計画書の作成等)

第１０条　認知症対応型通所介護計画は、居宅サービス計画に基づき作成し、介護予防認知症対応型通所介護計画は、介護予防サービス計画に基づき作成する。

２　認知症対応型通所介護計画又は介護予防認知症対応型通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族等に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得て、当該認知症対応型通所介護計画又は介護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に交付する。

３　事業所は、利用者に対し、認知症対応型通所介護計画又は介護予防認知症対応型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

4　事業所は、この事業を行うため、個別援助記録、その他必要な記録簿を整備する。

（サービス担当者会議等）

第１１条　サービスの提供に当たっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2　利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合は、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所及び地域包括支援センターに連絡するとともに、綿密な連携に努める。

（利用料等）

第１２条　事業又は予防事業を提供した場合の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、地域密着型サービスにかかる費用として、認知症対応型通所介護利用料金表【別紙２の１】及び介護予防地域密着型サービスにかかる費用として、介護予防認知症対応型通所介護利用料金表【別紙２の２】により当該利用料の１日分を提示する。なお、事業又は予防事業の法定代理受領サービスに該当する利用者負担分と食事代等の利用者負担が適当と認められた金額の合計額を利用料とする。

2　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い、支払いに同意する文書に署名押印を受けるものとする。

3　認知症対応型通所介護利用料金表及び介護予防認知症対応型通所介護利用料金表は、事業又は予防事業の利用契約時に重要事項説明書の別紙として提示し、利用者の利用計画に沿って説明する。

4　介護保険法改正による料金変更の場合は、別紙のみ変更できるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１３条　通常の事業の実施地域は、府中市とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第１４条　利用者が事業又は予防事業の提供を受けようとするときは、日常生活上の留意事項、健康状態を職員に連絡する。

2　利用者は事業又は予防事業の利用において次の行為をしてはならない。

(1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。

(2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。

(3) 指定した場所以外で火気を用いること。

(4) 健康増進法の精神に則り、所定場所以外での喫煙をすること。

(5) 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(6) 故意又は無断で、事業所若しくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

(7) 定められた場所以外に私物を置いたり、占用したりすること。

(8) 職員に対するハラスメント等により事業所運営に支障をきたす行為をすること。

（緊急時等における対応方法）

第１５条　職員等は、事業又は予防事業を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに介護支援専門員、主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（介護事故発生時の対応及び防止等）

第１６条　利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族に連絡をする等必要な措置を講じるとともに保険者に報告する。

２　事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。

３　サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うものとする。

４　事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。

５　事故発生の防止のための委員会を整備し、事故防止に係る担当者を配置する。

６　事故防止に関する指針を策定し、それに則り定期的な研修を行うものとする。

（衛生管理及び職員等の健康管理等）

第１７条　事業所は、事業の提供に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

２　事業所は、職員に年１回以上の健康診断を受診させるものとする。

（感染症及び食中毒予防）

第１８条　事業所は、感染症及び食中毒の発生を予防し、まん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1)　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するために、感染症対策委員会を設置し、概ね６か月に１回開催する。

(2)　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、感染症対策委員会において随時見直す。

(3)　事業所の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(4)　その他関係通知を遵守、徹底する。

（災害、非常時への対応）

第１９条　事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

２　事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練等を原則として月１回は実施する。そのうち年１回以上は自然災害訓練、夜間訓練又は夜間を想定した訓練とする。なお、自然災害訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

３　事業所の火災通報装置は、自動的に消防署に通報される装置となっていることを徹底する。

（業務継続計画の策定等）

第２０条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、必要な介護サービスが継続的に提

供できるよう業務継続計画を策定し、職員に対して必要な研修を定期的に実施するとともに、必要な訓練を年２回以上定期的に実施する。

２　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（人権擁護・虐待防止）

第２１条　事業所は利用者の権利擁護、虐待防止等のため、次に揚げる措置を講じるものとする。

(1)　虐待防止のための指針を策定したうえで、権利擁護虐待防止検討会議を概ね月１回開催し、協議された結果をもって会議委員が全体へ周知する。

(2)　人権の擁護、虐待防止のための研修を新規採用時及び年２回以上計画し、計画に沿って実施する。

２　事業所は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

（身体的拘束等）

第２２条　事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体的拘束等の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

２　事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３か月に１回以上開催し、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。

(2)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3)　介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を新規採用時及び年２回以上計画し、計画に沿って実施する。

（ハラスメント対策）

第２３条　事業所は適切な事業の提供を確保するため、職場での性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するため、方針を明確化する等の措置を講ずる。

（秘密の保持）

第２４条　事業所及び職員は、業務上知り得た契約者、利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する機関の命令による場合又は別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

２　職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員

でなくなった後においてもこれらの秘密を保持しなければならない。

（苦情対応）

第２５条　事業所は、利用者及びその家族等からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置、苦情受付担当者の配置、事業関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族等に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じる。

２　苦情受付窓口は、事業所の意見・要望・苦情解決システム【別紙３】に定める。

（職員の質の確保等）

第２６条　事業所は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保する。特に認知症ケアの推進のため、東京都認知症介護実践者研修及び東京都認知症介護基礎研修の受講を利用者のサービス向上を目的（認知症の人の尊厳確保）に実施する。

（介護サービス情報の公表）

第２７条　事業所は、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を施設の入口付近に掲示又はファイル等で閲覧できるようにするとともに、法人、事業所等のホームページに掲載する。

（その他運営についての留意事項）

第２８条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人多摩同胞会と事業所の管理者との協議に基づき定める。

２　福祉サービス第三者評価の受審の有無については重要事項説明書により説明する。

３　地域の事業所として利用者の地域における社会参加活動や地域住民との交流を促進する観点から、地域資源（個人・各団体等）及びボランティア団体等の受け入れを積極的に行うことで、地域との連携が深まりより良い交流へと繋げる。

（改正）

第２９条　この規程を改正又は廃止するときは、社会福祉法人多摩同胞会理事会の議決を経るものとする。

附　則

この規程は、２０２５（令和７）年４月１日から施行する。

運営規程【別紙１の１】認知症対応型通所介護職員配置（年度版）

2026 年 4 月 1 日現在

１．認知症対応型通所介護職員配置

職　種	専従		兼務		合　計
雇用区分	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
管理者			1名		1名
生活相談員			8名		8名
介護職員			8名	7名	15名
看護職員			1名	4名	5名
機能訓練指導員			1名	4名	5名

※指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定申請（2026 年 4 月 1 日提出）

【付表 2－1】認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定に係る記載事項転記

※職種の名称においては、事業所届出上の表現に相違がある。

※「重要事項説明書」別紙として適用する際に、該当担当者の氏名を加え、年度体制が分かるものとする。

※介護保険制度改正により、「重要事項説明書」別紙の変更が職員配置まで及んだ場合は、同様に変更を行う。

運営規程【別紙１の２】介護予防認知症対応型通所介護職員配置（年度版）

2026 年 4 月 1 日現在

１．介護予防認知症対応型通所介護職員配置

職　種	専従		兼務		合　計
雇用区分	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
管理者			1 名		1 名
生活相談員			8 名		8 名
介護職員			8 名	7 名	15 名
看護職員			1 名	4 名	5 名
機能訓練指導員			1 名	4 名	5 名

※指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定申請（2026 年 4 月 1 日提出）

【付表 2－1】認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定に係る記載事項】転記

※職種の名称においては、事業所届出上の表現に相違がある。

※「重要事項説明書」別紙として適用する際に、該当担当者の氏名を加え、年度体制が分かるものとする。

※介護保険制度改正により、「重要事項説明書」別紙の変更が職員配置まで及んだ場合は、同様に変更を行う。

運営規程【別紙2の1】認知症対応型通所介護利用料金表

2026年6月1日現在

認知症対応型通所介護

1. 認知症対応型通所介護提供基本サービス及び加算サービス
 ※ 地域区分単価:3級地(1単位=10.83)
 (1)基本サービス
 認知症通所介護Ⅰⅱ2 (併設型)4時間以上5時間未満
 認知症通所介護Ⅰⅱ3 (併設型)5時間以上6時間未満
 認知症通所介護Ⅰⅱ4 (併設型)6時間以上7時間未満
 認知症通所介護Ⅰⅱ5 (併設型)7時間以上8時間未満
 認知症通所介護Ⅰⅱ6 (併設型)8時間以上9時間未満

 (2)加算サービス
 入浴介助加算(Ⅰ)
 個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)
 サービス提供体制強化加算Ⅰ
 科学的介護推進体制加算
 介護職員処遇改善加算(Ⅰロ)

2. 利用料
 (1)介護保険利用者負担金額
 (2)昼食代
 (3)おやつ代

【表】認知症対応型通所介護サービスおよび利用料一覧(1割負担料金)

項目			認知症対応型通所介護基本サービス																			
			4時間以上5時間未満				5時間以上6時間未満				6時間以上7時間未満				7時間以上8時間未満				8時間以上9時間未満			
			単位	金額(円)	9割(保険分)(円)	1割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	9割(保険分)(円)	1割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	9割(保険分)(円)	1割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	9割(保険分)(円)	1割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	9割(保険分)(円)	1割(利用者負担分)(円)
	利用者1割負担分	介護度1	515	5,577	5,019	558	771	8,349	7,514	835	790	8,555	7,699	856	894	9,682	8,713	969	922	9,985	8,986	999
		介護度2	566	6,129	5,516	613	854	9,248	8,323	925	876	9,487	8,538	949	989	10,710	9,639	1,071	1,020	11,046	9,941	1,105
		介護度3	618	6,692	6,022	670	936	10,136	9,122	1,014	960	10,396	9,356	1,040	1,086	11,761	10,584	1,177	1,120	12,129	10,916	1,213
		介護度4	669	7,245	6,520	725	1,016	11,003	9,902	1,101	1,042	11,284	10,155	1,129	1,183	12,811	11,529	1,282	1,221	13,223	11,900	1,323
		介護度5	720	7,797	7,017	780	1,099	11,902	10,711	1,191	1,127	12,205	10,984	1,221	1,278	13,840	12,456	1,384	1,321	14,306	12,875	1,431
個別選択	加算該当者のみ1割負担分	入浴加算(Ⅰ)	40	433	389	44	40	433	389	44	40	433	389	44	40	433	389	44	40	433	389	44
		入浴加算(Ⅱ)	55	595	535	60	55	595	535	60	55	595	535	60	55	595	535	60	55	595	535	60
		個別機能訓練加算Ⅰ	27	292	262	30	27	292	262	30	27	292	262	30	27	292	262	30	27	292	262	30
		個別機能訓練加算Ⅱ	20	216	194	22	20	216	194	22	20	216	194	22	20	216	194	22	20	216	194	22
該当時のみ	送迎減算		-47	-509	-458	-51	-47	-509	-458	-51	-47	-509	-458	-51	-47	-509	-458	-51	-47	-509	-458	-51
	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の1%に相当する単位を減算																			
サービス提供体制加算Ⅰ			22	238	214	24	22	238	214	24	22	238	214	24	22	238	214	24	22	238	214	24
科学的介護推進体制加算			40	433	389	44	40	433	389	44	40	433	389	44	40	433	389	44	40	433	389	44
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)			上記の算定した単位数合計の23.6%に相当する単位数に地域単位(10.83)を掛けた単価																			
昼食代			700円																			
おやつ代			50円																			

※2024年度介護報酬改正による単位を基準とします。(2024年6月1日から適用)
※介護保険給付は、端数処理のため若干の誤差が生じます。
※府中市介護サービス利用料軽減対象確認証をご提示の方はサービス利用料が軽減になります。
※この別紙は、重要事項説明時、利用料説明用として使用します。尚、介護保険法による改正時は差し替えを行います。
※1回の利用時の金額(要介護度別)と昼食代・おやつ代を合計した金額を提示し、月利用頻度における金額変動については、
利用者別の該当月利用票に基づき計算し、説明します。
※新型コロナウイルス感染症発生において事業が休止になり通常のサービス提供できないときの対応として訪問(入浴、訓練、体操、食事)電話等の対応について
行った際には、制度に沿った現状のサービス利用限度額内で請求を行います。(基本料金+加算等)

運営規程【別紙2の1】認知症対応型通所介護利用料金表

2026年6月1日現在

認知症対応型通所介護

1. 認知症対応型通所介護提供基本サービス及び加算サービス

※ 地域区分単価:3級地(1単位=10.83)

(1)基本サービス

認知症通所介護Ⅰⅱ2 (併設型)4時間以上5時間未満
認知症通所介護Ⅰⅱ3 (併設型)5時間以上6時間未満
認知症通所介護Ⅰⅱ4 (併設型)6時間以上7時間未満
認知症通所介護Ⅰⅱ5 (併設型)7時間以上8時間未満
認知症通所介護Ⅰⅱ6 (併設型)8時間以上9時間未満

(2)加算サービス

入浴介助加算(Ⅰ)
個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)
サービス提供体制強化加算Ⅰ
科学的介護推進体制加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)

2. 利用料

(1)介護保険利用者負担金額
(2)昼食代
(3)おやつ代

【表】認知症対応型通所介護サービスおよび利用料一覧(2割負担料金)

項目			認知症対応型通所介護基本サービス																			
			4時間以上5時間未満				5時間以上6時間未満				6時間以上7時間未満				7時間以上8時間未満				8時間以上9時間未満			
			単位	金額(円)	8割(保険分)(円)	2割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	8割(保険分)(円)	2割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	8割(保険分)(円)	2割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	8割(保険分)(円)	2割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	8割(保険分)(円)	2割(利用者負担分)(円)
	利用者1割負担分	介護度1	515	5,577	4,461	1,116	771	8,349	6,679	1,670	790	8,555	6,844	1,711	894	9,682	7,745	1,937	922	9,985	7,988	1,997
		介護度2	566	6,129	4,903	1,226	854	9,248	7,398	1,850	876	9,487	7,589	1,898	989	10,710	8,568	2,142	1,020	11,046	8,836	2,210
		介護度3	618	6,692	5,353	1,339	936	10,136	8,108	2,028	960	10,396	8,316	2,080	1,086	11,761	9,408	2,353	1,120	12,129	9,703	2,426
		介護度4	669	7,245	5,796	1,449	1,016	11,003	8,802	2,201	1,042	11,284	9,027	2,257	1,183	12,811	10,248	2,563	1,221	13,223	10,578	2,645
		介護度5	720	7,797	6,237	1,560	1,099	11,902	9,521	2,381	1,127	12,205	9,764	2,441	1,278	13,840	11,072	2,768	1,321	14,306	11,444	2,862
個別選択	加算該当者のみ1割負担分	入浴加算(Ⅰ)	40	433	347	87	40	433	347	87	40	433	389	44	40	433	389	44	40	433	389	44
		入浴加算(Ⅱ)	55	596	477	119	55	596	477	119	55	595	535	60	55	595	535	60	55	595	535	60
		個別機能訓練加算Ⅰ	27	292	234	58	27	292	234	58	27	292	262	30	27	292	262	30	27	292	262	30
		個別機能訓練加算Ⅱ	20	217	173	43	20	217	173	43	20	216	194	22	20	216	194	22	20	216	194	22
該当時のみ	送迎減算		-47	-509	-407	-81	-47	-509	-407	-81	-47	-509	-407	-81	-47	-509	-407	-81	-47	-509	-407	-81
	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の1%に相当する単位を減算																			
サービス提供体制加算Ⅰ			22	238	191	48	22	238	191	48	22	238	191	48	22	238	191	48	22	238	191	48
科学的介護推進体制加算			40	433	347	87	40	433	347	87	40	433	347	87	40	433	347	87	40	433	347	87
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)			上記の算定した単位数合計の23.6%に相当する単位数に地域単位(10.83)を掛けた単価																			
昼食代			700円																			
おやつ代			50円																			

※2024年度介護報酬改正による単位を基準とします。(2024年6月1日から適用)

※介護保険給付は、端数処理のため若干の誤差が生じます。

※府中市介護サービス利用料軽減対象確認証をご提示の方はサービス利用料が軽減になります。

※この別紙は、重要事項説明時、利用料説明用として使用します。尚、介護保険法による改正時は差し替えを行います。

※1回の利用時の金額(要介護度別)と昼食代・おやつ代を合計した金額を提示し、月利用頻度における金額変動については、

利用者別の該当月利用票に基づき計算し、説明します。

※新型コロナウイルス感染症発生において事業が休止になり通常のサービス提供できないときの対応として訪問(入浴、訓練、体操、食事)電話等の対応について

行った際には、制度に沿った現状のサービス利用限度額内で請求を行います。(基本料金+加算等)

運営規程【別紙2の1】認知症対応型通所介護利用料金表

2026年6月1日現在

認知症対応型通所介護

1. 認知症対応型通所介護提供基本サービス及び加算サービス
 ※ 地域区分単価:3級地(1単位=10.83)
 (1)基本サービス
 認知症通所介護Ⅰ ⅱ2 (併設型)4時間以上5時間未満
 認知症通所介護Ⅰ ⅱ3 (併設型)5時間以上6時間未満
 認知症通所介護Ⅰ ⅱ4 (併設型)6時間以上7時間未満
 認知症通所介護Ⅰ ⅱ5 (併設型)7時間以上8時間未満
 認知症通所介護Ⅰ ⅱ6 (併設型)8時間以上9時間未満

 (2)加算サービス
 入浴介助加算(Ⅰ)
 個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)
 サービス提供体制強化加算Ⅰ
 科学的介護推進体制加算
 介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)

2. 利用料
 (1)介護保険利用者負担金額
 (2)昼食代
 (3)おやつ代

【表】認知症対応型通所介護サービスおよび利用料一覧(3割負担料金)

項目			認知症対応型通所介護基本サービス																			
			4時間以上5時間未満				5時間以上6時間未満				6時間以上7時間未満				7時間以上8時間未満				8時間以上9時間未満			
			単位	金額(円)	7割(保険分)(円)	3割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	7割(保険分)(円)	3割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	7割(保険分)(円)	3割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	7割(保険分)(円)	3割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	7割(保険分)(円)	3割(利用者負担分)(円)
	利用者1割負担分	介護度1	515	5,577	3,903	1,674	771	8,349	5,844	2,505	790	8,555	5,988	2,567	894	9,682	6,777	2,905	922	9,985	6,989	2,996
		介護度2	566	6,129	4,290	1,839	854	9,248	6,473	2,775	876	9,487	6,640	2,847	989	10,710	7,497	3,213	1,020	11,046	7,732	3,314
		介護度3	618	6,692	4,684	2,008	936	10,136	7,095	3,041	960	10,396	7,277	3,119	1,086	11,761	8,232	3,529	1,120	12,129	8,490	3,639
		介護度4	669	7,245	5,071	2,174	1,016	11,003	7,702	3,301	1,042	11,284	7,898	3,386	1,183	12,811	8,967	3,844	1,221	13,223	9,256	3,967
		介護度5	720	7,797	5,457	2,340	1,099	11,902	8,331	3,571	1,127	12,205	8,543	3,662	1,278	13,840	9,688	4,152	1,321	14,306	10,014	4,292
個別選択	加算該当者のみ1割負担分	入浴加算(Ⅰ)	40	433	303	130	40	433	303	130	40	433	303	130	40	433	303	130	40	433	303	130
		入浴加算(Ⅱ)	55	596	417	179	55	596	417	179	55	596	417	179	55	596	417	179	55	596	417	179
		個別機能訓練加算Ⅰ	27	292	205	88	27	292	205	88	27	292	205	88	27	292	205	88	27	292	205	88
		個別機能訓練加算Ⅱ	20	217	152	65	20	217	152	65	20	217	152	65	20	217	152	65	20	217	152	65
該当時のみ	送迎減算		-47	-509	-356	-153	-47	-509	-458	-51	-47	-509	-458	-51	-47	-509	-458	-51	-47	-509	-458	-51
	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の1%に相当する単位を減算																			
サービス提供体制加算Ⅰ			22	238	167	71	22	238	167	71	22	238	167	71	22	238	167	71	22	238	167	71
科学的介護推進体制加算			40	433	303	130	40	433	303	130	40	433	303	130	40	433	303	130	40	433	303	130
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)			上記の算定した単位数合計の23.6%に相当する単位数に地域単位(10.83)を掛けた単価																			
昼食代			700円																			
おやつ代			50円																			

※2024年度介護報酬改正による単位を基準とします。(2024年6月1日から適用)
※介護保険給付は、端数処理のため若干の誤差が生じます。
※府中市介護サービス利用料軽減対象確認証をご提示の方はサービス利用料が軽減になります。
※この別紙は、重要事項説明時、利用料説明用として使用します。尚、介護保険法による改正時は差し替えを行います。
※1回の利用時の金額(要介護度別)と昼食代・おやつ代を合計した金額を提示し、月利用頻度における金額変動については、
利用者別の該当月利用票に基づき計算し、説明します。
※新型コロナウイルス感染症発生において事業が休止になり通常のサービス提供できないときの対応として訪問(入浴、訓練、体操、食事)電話等の対応について
行った際には、制度に沿った現状のサービス利用限度額内で請求を行います。(基本料金+加算等)

運営規程【別紙2の2】介護予防認知症対応型通所介護利用料金表

2026年6月1日現在

介護予防認知症対応型通所介護

1. 認知症対応型通所介護提供基本サービス及び加算サービス

※ 地域区分単価:3級地(1単位=10.83)

(1)基本サービス

認知症通所介護Ⅰ ⅱ2 (併設型)4時間以上5時間未満
認知症通所介護Ⅰ ⅱ3 (併設型)5時間以上6時間未満
認知症通所介護Ⅰ ⅱ4 (併設型)6時間以上7時間未満
認知症通所介護Ⅰ ⅱ5 (併設型)7時間以上8時間未満
認知症通所介護Ⅰ ⅱ6 (併設型)8時間以上9時間未満

(2)加算サービス

入浴介助加算(Ⅰ)
個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)
サービス提供体制強化加算Ⅰ
科学的介護推進体制加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)

2. 利用料

(1)介護保険利用者負担金額
(2)昼食代
(3)おやつ代

【表】介護予防認知症対応型通所介護サービスおよび利用料一覧(1割負担料金表)

項目			介護予防認知症対応型通所介護基本サービス																			
			4時間以上5時間未満				5時間以上6時間未満				6時間以上7時間未満				7時間以上8時間未満				8時間以上9時間未満			
			単位	金額(円)	9割(保険分)(円)	1割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	9割(保険分)(円)	1割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	9割(保険分)(円)	1割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	9割(保険分)(円)	1割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	9割(保険分)(円)	1割(利用者負担分)(円)
基本サービス	利用者1割負担分	要支援1	449	4,862	4,375	487	667	7,223	6,500	723	684	7,407	6,666	741	773	8,371	7,533	838	798	8,642	7,777	865
		要支援2	498	5,393	4,853	540	743	8,046	7,241	805	762	8,252	7,426	826	864	9,357	8,421	936	891	9,649	8,684	965
個別選択	加算該当者のみ1割負担分	入浴加算(Ⅰ)	40	433	389	44	40	433	389	44	40	433	389	44	40	433	389	44	40	433	389	44
		入浴加算(Ⅱ)	55	595	535	60	55	595	535	60	55	595	535	60	55	595	535	60	55	595	535	60
		個別機能訓練加算(Ⅰ)	27	292	262	30	27	292	262	30	27	292	262	30	27	292	262	30	27	292	262	30
		個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	216	194	22	20	216	194	22	20	216	194	22	20	216	194	22	20	216	194	22
該当時のみ	送迎減算		-47	-509	-458	-51	-47	-509	-458	-51	-47	-509	-458	-51	-47	-509	-458	-51	-47	-509	-458	-51
	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の1%に相当する単位を減算																			
サービス提供体制強化加算Ⅰ			22	238	214	24	22	238	214	24	22	238	214	24	22	238	214	24	22	238	214	24
科学的介護推進加算			40	433	389	44	40	433	389	44	40	433	389	44	40	433	389	44	40	433	389	44
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)			上記の算定した単位数合計の23.6%に相当する単位数に地域単位(10.83)を掛けた単価																			
昼食代			700円																			
おやつ代			50円																			

※2024年度介護報酬改正による単位を基準とします。(2024年6月1日から適用)
※介護保険給付は、端数処理のため若干の誤差が生じます。
※府中市介護サービス利用料軽減対象確認証をご提示の方はサービス利用料が軽減になります。
※この別紙は、重要事項説明時、利用料説明用として使用します。尚、介護保険法による改正時は差し替えを行います。
※1回の利用時の金額(要介護度別)と昼食代・おやつ代を合計した金額を提示し、月利用頻度における金額変動については、
利用者別の該当月利用票に基づき計算し、説明します。
※新型コロナウイルス感染症発生において事業が休止になり通常のサービス提供できないときの対応として訪問(入浴、訓練、体操、食事)電話等の対応について
行った際には、制度に沿った現状のサービス利用限度額内で請求を行います。(基本料金+加算等)

運営規程【別紙2の2】介護予防認知症対応型通所介護利用料金表

2026年6月1日現在

介護予防認知症対応型通所介護

1. 認知症対応型通所介護提供基本サービス及び加算サービス

※ 地域区分単価:3級地(1単位=10.83)

(1)基本サービス

認知症通所介護Ⅰ ii 2 (併設型)4時間以上5時間未満
認知症通所介護Ⅰ ii 3 (併設型)5時間以上6時間未満
認知症通所介護Ⅰ ii 4 (併設型)6時間以上7時間未満
認知症通所介護Ⅰ ii 5 (併設型)7時間以上8時間未満
認知症通所介護Ⅰ ii 6 (併設型)8時間以上9時間未満

(2)加算サービス

入浴介助加算(Ⅰ)
個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)
サービス提供体制強化加算Ⅰ
科学的介護推進体制加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)

2. 利用料

(1)介護保険利用者負担金額
(2)昼食代
(3)おやつ代

【表】介護予防認知症対応型通所介護サービスおよび利用料一覧(2割負担料金表)

項目			介護予防認知症対応型通所介護基本サービス																			
			4時間以上5時間未満				5時間以上6時間未満				6時間以上7時間未満				7時間以上8時間未満				8時間以上9時間未満			
			単位	金額(円)	8割(保険分)(円)	2割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	8割(保険分)(円)	2割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	8割(保険分)(円)	2割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	8割(保険分)(円)	2割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	8割(保険分)(円)	2割(利用者負担分)(円)
基本サービス	利用者1割負担分	要支援1	449	4,862	3,889	973	667	7,223	5,778	1,445	684	7,407	5,925	1,482	773	8,371	6,696	1,675	798	8,642	6,913	1,729
		要支援2	498	5,393	4,314	1,079	743	8,046	6,436	1,610	762	8,252	6,601	1,651	864	9,357	7,485	1,872	891	9,649	7,719	1,930
個別選択	加算該当者のみ1割負担分	入浴加算(Ⅰ)	40	433	347	87	40	433	347	87	40	433	347	87	40	433	347	87	40	433	347	87
		入浴加算(Ⅱ)	55	596	477	119	55	596	477	119	55	596	477	119	55	596	477	119	55	596	477	119
		個別機能訓練加算(Ⅰ)	27	292	234	58	27	292	234	58	27	292	234	58	27	292	234	58	27	292	234	58
		個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	217	173	43	20	217	173	43	20	217	173	43	20	217	173	43	20	217	173	43
該当時のみ	送迎減算		-47	-509	-407	-102	-47	-509	-407	-102	-47	-509	-407	-102	-47	-509	-407	-102	-47	-509	-407	-102
	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の1%に相当する単位を減算																			
サービス提供体制強化加算Ⅰ			22	238	191	48	22	238	191	48	22	238	191	48	22	238	191	48	22	238	191	48
科学的介護推進加算			40	433	347	87	40	433	347	87	40	433	347	87	40	433	347	87	40	433	347	87
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)			上記の算定した単位数合計の23.6%に相当する単位数に地域単位(10.83)を掛けた単価																			
昼食代			700円																			
おやつ代			50円																			

※2024年度介護報酬改正による単位を基準とします。(2024年6月1日から適用)
※介護保険給付は、端数処理のため若干の誤差が生じます。
※府中市介護サービス利用料軽減対象確認証をご提示の方はサービス利用料が軽減になります。
※この別紙は、重要事項説明時、利用料説明用として使用します。尚、介護保険法による改正時は差し替えを行います。
※1回の利用時の金額(要介護度別)と昼食代・おやつ代を合計した金額を提示し、月利用頻度における金額変動については、
利用者別の該当月利用票に基づき計算し、説明します。
※新型コロナウイルス感染症発生において事業が休止になり通常のサービス提供できないときの対応として訪問(入浴、訓練、体操、食事)電話等の対応について
行った際には、制度に沿った現状のサービス利用限度額内で請求を行います。(基本料金+加算等)

運営規程【別紙2の2】介護予防認知症対応型通所介護利用料金表

2026年6月1日現在

介護予防認知症対応型通所介護

1. 認知症対応型通所介護提供基本サービス及び加算サービス

※ 地域区分単価:3級地(1単位=10.83)

(1)基本サービス

認知症通所介護Ⅰii2 (併設型)4時間以上5時間未満
認知症通所介護Ⅰii3 (併設型)5時間以上6時間未満
認知症通所介護Ⅰii4 (併設型)6時間以上7時間未満
認知症通所介護Ⅰii5 (併設型)7時間以上8時間未満
認知症通所介護Ⅰii6 (併設型)8時間以上9時間未満

(2)加算サービス

入浴介助加算(Ⅰ)
個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)
サービス提供体制強化加算Ⅰ
科学的介護推進体制加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)

2. 利用料

(1)介護保険利用者負担金額
(2)昼食代
(3)おやつ代

【表】介護予防認知症対応型通所介護サービスおよび利用料一覧(3割負担料金表)

項目			介護予防認知症対応型通所介護基本サービス																			
			4時間以上5時間未満				5時間以上6時間未満				6時間以上7時間未満				7時間以上8時間未満				8時間以上9時間未満			
			単位	金額(円)	7割(保険分)(円)	3割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	7割(保険分)(円)	3割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	7割(保険分)(円)	3割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	7割(保険分)(円)	3割(利用者負担分)(円)	単位	金額(円)	7割(保険分)(円)	3割(利用者負担分)(円)
基本サービス	利用者1割負担分	要支援1	449	4,862	3,403	1,459	667	7,223	5,056	2,167	684	7,407	5,184	2,223	773	8,371	5,859	2,512	798	8,642	6,049	2,593
		要支援2	498	5,393	3,775	1,618	743	8,046	5,632	2,414	762	8,252	5,776	2,476	864	9,357	6,549	2,808	891	9,649	6,754	2,895
個別選択	加算該当者のみ1割負担分	入浴加算(Ⅰ)	40	433	303	130	40	433	303	130	40	433	303	130	40	433	303	130	40	433	303	130
		入浴加算(Ⅱ)	55	596	417	179	55	596	417	179	55	596	417	179	55	596	417	179	55	596	417	179
		個別機能訓練加算(Ⅰ)	27	292	205	88	27	292	205	88	27	292	205	88	27	292	205	88	27	292	205	88
		個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	217	152	65	20	217	152	65	20	217	152	65	20	217	152	65	20	217	152	65
該当時のみ	送迎減算		-47	-509	-356	-153	-47	-509	-356	-153	-47	-509	-356	-153	-47	-509	-356	-153	-47	-509	-356	-153
	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の1%に相当する単位を減算																			
サービス提供体制強化加算Ⅰ			22	238	167	71	22	238	167	71	22	238	167	71	22	238	167	71	22	238	167	71
科学的介護推進加算			40	433	303	130	40	433	303	130	40	433	303	130	40	433	303	130	40	433	303	130
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)			上記の算定した単位数合計の23.6%に相当する単位数に地域単位(10.83)を掛けた単価																			
昼食代			700円																			
おやつ代			50円																			

※2024年度介護報酬改正による単位を基準とします。(2024年6月1日から適用)
※介護保険給付は、端数処理のため若干の誤差が生じます。
※府中市介護サービス利用料軽減対象確認証をご提示の方はサービス利用料が軽減になります。
※この別紙は、重要事項説明時、利用料説明用として使用します。尚、介護保険法による改正時は差し替えを行います。
※1回の利用時の金額(要介護度別)と昼食代・おやつ代を合計した金額を提示し、月利用頻度における金額変動については、
利用者別の該当月利用票に基づき計算し、説明します。
※新型コロナウイルス感染症発生において事業が休止になり通常のサービス提供できないときの対応として訪問(入浴、訓練、体操、食事)電話等の対応について
行った際には、制度に沿った現状のサービス利用限度額内で請求を行います。(基本料金+加算等)

運営規程【別紙3】

事業所苦情解決システム

